

Ⅰ. 地域福祉計画の考え方



Ⅰ. 地域福祉計画の考え方

地域福祉計画の位置づけ

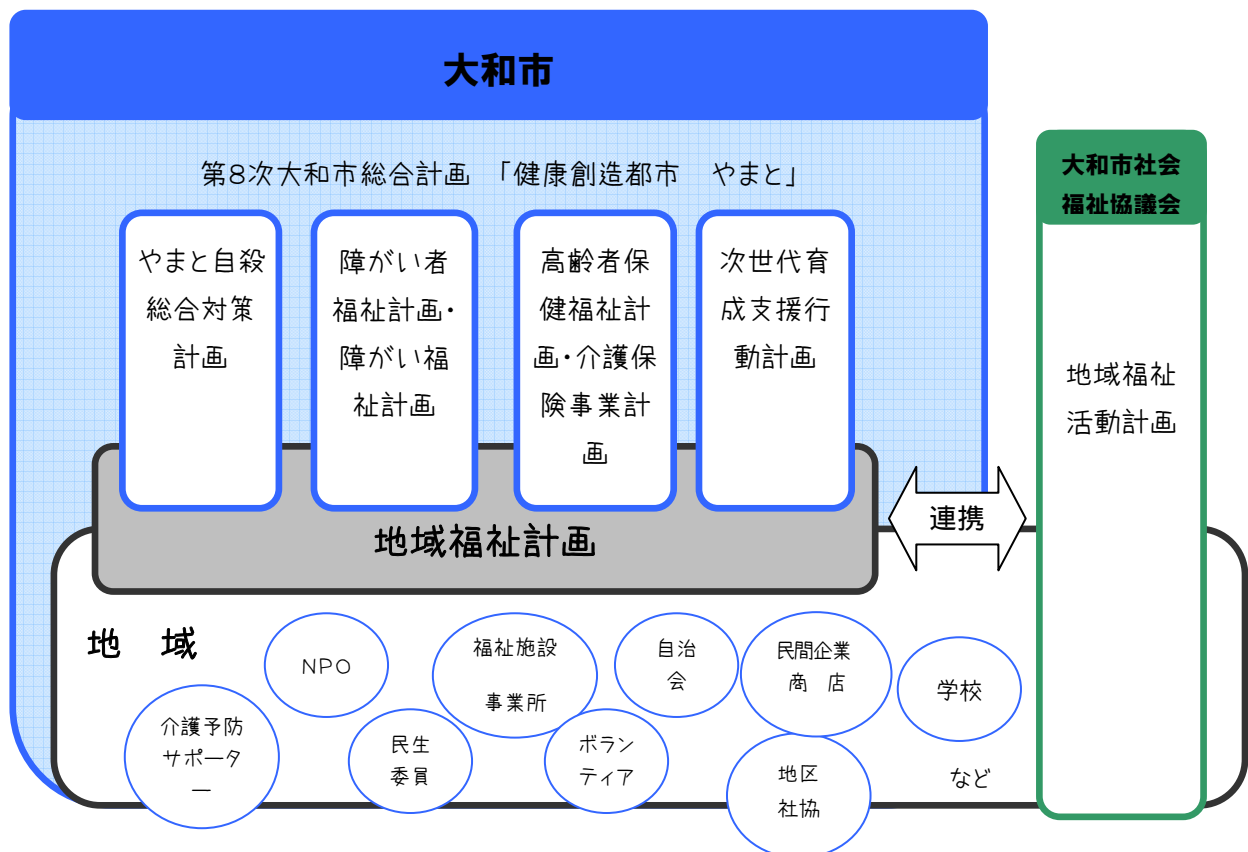
地域福祉計画の位置づけ

＝ 地域でのつながりを強化していく方向性を示す計画 ＝

地域福祉計画は、社会福祉法に規定された計画として、第8次大和市総合計画を実現するための計画であると共に、各対象者別個別計画（「次世代育成支援行動計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者福祉計画」「障がい福祉計画」「やまと自殺総合対策計画」）を実施するにあたり、重要となる地域の力を高め、市民と行政とが協力して地域課題に取り組むという共通の方向性を示すものです。

この計画に記載されている施策について、行政が実施する事業は、本計画のほか、上記対象者別の計画によってさらに具体化されます。

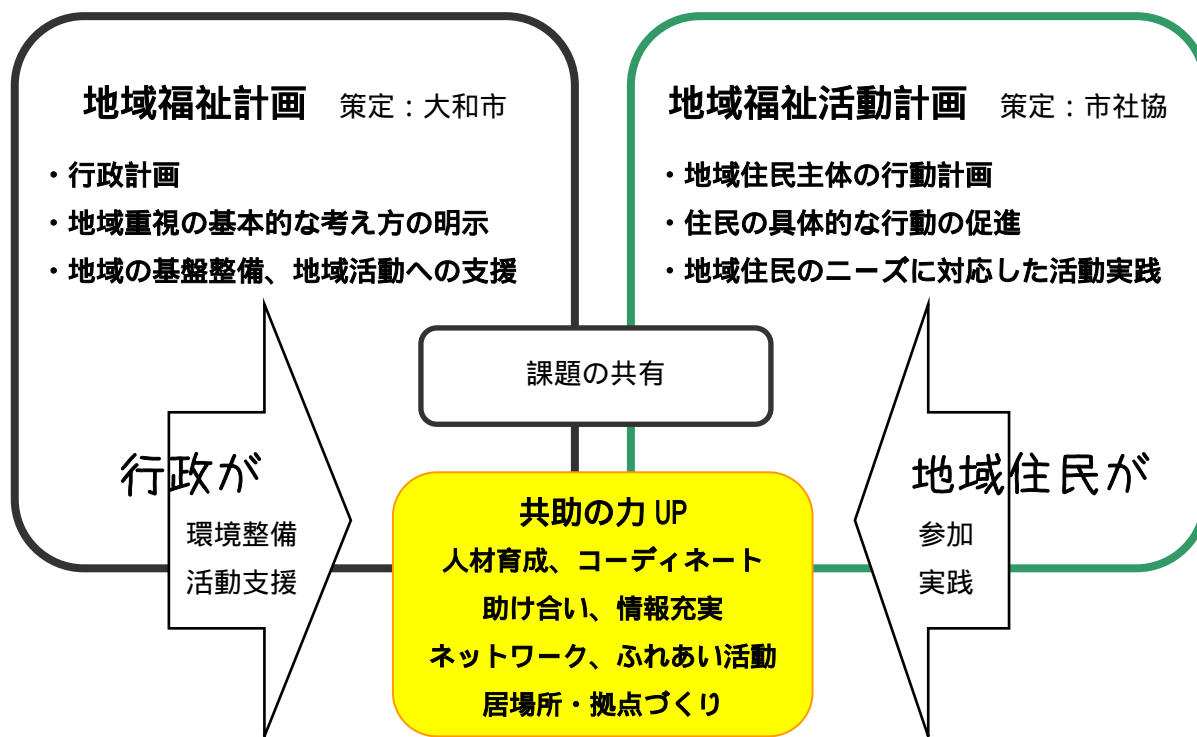
【計画間の関係イメージ】



= 地域福祉活動計画との連携 =

「大和市社協地域福祉活動計画」（以下、地域福祉活動計画）は、地域住民が主体となって地域の福祉課題を解決していくことを定めた計画で、市社会福祉協議会が策定しています。地域福祉活動計画が実践されることで、より市民参加を得た地域福祉の推進が図られます。そのため、市民と行政が協力して本計画を実現するためには、地域福祉活動計画と連携をしていくことが必要です。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携】



<地域福祉計画の構成>

地域福祉計画は、地域の力を高め、市民と行政とが協力して地域課題に取り組むという共通の方向性を示すものです。そのため、市の行う具体的な事業を全て掲載するのではなく、施策として実施する代表的な事業や新たな取り組みを紹介しています。

また、同計画の地域説明会で出された意見から地域が求めていることや、市内で行われている実践事例などをコラムで紹介し、施策に取り組む際の考え方や地域活動のヒントを掲載しています。本文中、用語解説をしている字句には、下線を引いています。

地域福祉計画の期間

= 4か年計画 =

本計画は、総合計画を実現するための計画であるため、計画期間は、総合計画で定める基本計画の期間に合わせ、平成 25 年度までの 4 か年計画とします。

計画名称	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
第8次総合計画	第8次【基本構想10か年】										
	第1期【基本計画5か年】					第2期【基本計画5か年】					
次世代育成支援行動計画		後期【5か年】									
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第4期【3か年】									
障がい者福祉計画		第2期【5か年】									
障がい福祉計画		第2期【2か年】									
自殺総合対策計画		前期【4か年】		後期【4か年】							
地域福祉計画		第3期【4か年】									

参 考：社会福祉法

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

今、「地域福祉」が必要なわけ

社会的背景

社会の変化

=人間関係の希薄化=

日本の高齢化は、ますます進行する一方で、15歳以上65歳未満の人口は減少しています。大和市でも、今後、人口は緩やかに増え続けますが、2018年（平成30年）以後、徐々に減少し、少子高齢化の傾向が年々顕著になります。

高齢人口（65歳以上）の割合は2007年（平成19年）の17%から2013年（平成25年）には22%、2018年には26%にまで増加し、4人に1人が65歳以上の市民になると予測しています。一方、年少人口（0歳～14歳）の割合は2007年の13%から2013年には11%、2018年には9%へと減少します。

こうした少子高齢化の進展に加えて、これまで社会を支えてきた家族の助け合いや企業の支え合いについても、核家族化、共働き世帯の増加、晩婚化、非婚化等による一人暮らしの増加といった家族のあり方の変化や、終身雇用慣行の変化、非正規雇用の増加など雇用環境の変化により、これまでのような支え合いを期待することも難しい状況になっています。

また、地域社会の変化の中で、地域の連帯感の希薄化により、支え合う、助け合う関係が弱くなってきています。

福祉政策の変化

= 地域重視 =

2000年（平成12年）に改正された社会福祉法に「地域福祉の推進」がうたわれたことに加え、各分野の福祉政策においても、地域を重視する方向になっています。

○高齢者福祉

1997年（平成9年）に介護保険法が制定され、2000年（平成12年）4月から実施されました。2005年（平成17年）には、介護保険法が改正され、一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、新たに「地域密着型サービス」が創設されるとともに、地域で包括的に高齢者のケアができる体制を支えるために「地域包括支援センター」の設置が進められることとなりました。

○障がい者福祉

2005年（平成17年）には障害者自立支援法が制定され、身体・知的・精神といった、障がいの枠にとらわれない福祉サービスを受けられる仕組みがつけられました。また、入所施設や病院から、生活の場を地域のグループホーム等へ移行することや、就労が促進されることとなりました。

○児童福祉

2005年（平成17年）には、子育てに関する情報提供や助言を行う子育て支援事業が、児童福祉法に位置づけられました。また、子育て支援を目的に「つどいの広場」を市町村が設置する取り組みが進められ、子育て親子の交流する場が増えています。児童虐待防止対策としては、児童虐待の通告先等としての市町村の役割が明確化されたほか、児童虐待を受けた児童等の状況の把握や情報交換をおこなうためのネットワークも、つくられることとなりました。

用語解説

地域密着型サービス

高齢者が、住み慣れた地域から離れずに生活を継続できるようにするため、平成18年から始まった介護保険サービスのこと。

①指定・監督権限は市町村
②原則、事業所のある市町村の市民だけが利用できる

③地域の実情に応じた弾力的な基準・報酬設定ができる

といった特徴があります。

用語解説

地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が、高齢者のさまざまな相談・支援を行う総合相談窓口。

問：高齢福祉課

TEL (260) 5611

用語解説

つどいの広場

（通称：こども～る）

親子が気軽に集える・子育て相談ができる・子育て情報がある場所として、通称「こども～る」を市内2ヶ所の商業施設内で開設しています。

場所：イオンモール大和 4F

時間：午前10時～午後6時（年末年始を除くイオン開店日）

運営：NPO 法人地域家族しんちゃんハウス

場所：つきみ野サティ 3F

時間：午前10時～午後6時（土・日・年末年始を除くサティ開店日）

運営：NPO 法人 ワークス・コレクティブ チャイルドケア

問：こども総務課

TEL (260) 5606

全体的な方向性

=ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョンへ=

こうした社会的な背景の中、福祉政策としては、自己選択と自己決定という利用者本位の仕組みと共に、住みなれた地域や自宅で生活し続けられるよう在宅生活を支援する、在宅サービスの充実が図られてきました。

また、誰もが家庭や地域において普通の生活が送れるようにすべきであるという、ノーマライゼーションの考え方が社会福祉の基本理念として捉えられてきました。

さらに、今日では、社会的孤立・排除という状況にある人々を、社会的なつながりを構築することによって、社会の構成員として包み、支え合うソーシャルインクルージョンの考え方が、新たな基本理念として位置づけられてきています。

用語解説

ノーマライゼーション

障がいのある人も、障がいのない人も、また高齢になっても、みんなが同じように普通の生活をする事ができる社会をつくろうという考え方。

用語解説

ソーシャルインクルージョン

差別や偏見などによって地域社会から排除された人々を、再び地域に包み込むように迎え入れるという考え方。



課題の多様化・複雑化

価値観、生活ニーズの多様化

= 生きにくさを感じている人たち =

地域には、子ども、高齢者、障がいのある人、一人暮らしの人、介護を必要としている親と離れて暮らしている人、外国人市民、ひとり親家庭などさまざまな立場で、多様な価値観・生活ニーズをもった人々が生活を営んでいます。

子育て中のお母さんやお父さんの中には、交流が苦手な人や、友人といっても不安をぬぐえない、気軽に相談できない人もいます。介護が必要になった親が、障がいのある子どもと生活しているなど、複数の問題を抱えた家族もいます。また、外国人市民も、福祉制度等について、十分な情報が届きにくく、異なる文化や生活習慣、言葉に戸惑いながら生活をしています。

こうした暮らしにくさを感じている人に対して、対象者別の制度やサービスはつくられてはいるものの、多様な生活ニーズ全てを、公的な制度やサービスだけで充足することは困難です。急速な社会の変化の中、制度のはざ間で、生きにくさを感じている人たちも生まれています。

問題の複雑化

= 早期発見、早期対応の難しさ =

生きにくさを感じている人たちの中には、問題の認識が希薄であったり、自力で問題の解決に向かうことができなくなったりしている場合もあります。近所づきあいが希薄化する中、その問題が深刻であればあるほど、周囲のかわりを拒絶する場合もあり、地域で活動する民生委員等の中では、大きな課題として捉えられています。生活ニーズに対して必要な制度やサービスがつながりにくく、問題が深刻化する前に気づき、早期に対応をすることが難しくなっています。



今、「地域福祉」が必要なわけ

みんなで地域をささえる

= 尊厳をもって生きる =

地域に暮らす「私」は、「ひとりの市民」として生きています。「私」は、「高齢者」、「障がい者」または「外国人」など特別な存在として生きているわけではありません。全ての人々が、「ひとりの市民」として、家庭や地域の中でつながりや役割をもち、尊厳をもって暮らしていくことができる地域であることが望まれます。

また、地域に暮らす個人やその家族が生活上の問題を抱えたとき、その問題を制度ごとの対象者別にバラバラに支援をするのではなく、個人や家族の生活を全体として捉え、包括的に支えることが必要です。

そして、その支援は、暮らしの場である地域においてこそ、行う必要があります。

こうして、誰もが「ひとりの市民」として尊厳をもって生きていくことができるよう、「地域」を重視した包括的な支援を目指す地域福祉が求められています。

大和市民の力

= 創り出していく力 =

地域福祉をこうした包括的な視点から実現していくためには、一人ひとりの市民である「私」から出発し、「私たち」の問題に取り組んでいかなければなりません。

大和市では、市社会福祉協議会のように、30年以上の歴史をもつ組織が、地域福祉の推進役として福祉コミュニティづくりや地域住民の支え合いの仕組みづくりに取り組んできました。

市内11の地区社会福祉協議会では、青少年、高齢者、障がい者、外国人市民等とのふれあいや交流を、それぞれが地域の特徴を活かして活動をしています。

また、自治会、老人会や子ども会では地域のお祭りや季節ごとの行事、民生委員・児童委員による子育てサロンなど、さまざまな地域活動が活発に行われ、地域に息づいています。

さらに、地域に足りないものに気づいた人たちが、仲間と共にNPO法人等を立ち上げ、助け合いの市民事業として、必要なサービスを生み出す活動も盛んです。

大和市民には、このような地域活動や市民事業を創り出していく力があります。

用語解説

子育て如^①

子育て家庭の親子が、多様な活動を通じてお互いにふれあう中で、子育てを楽しむ仲間づくりを行うことを目的とした活動。

地区民生委員児童委員協議会や、子育て支援センター、学習センター、こども〜る、NPO法人などにより、身近な地域で開催されている。

用語解説

市民事業

市民等及び事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動。

【大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例第2条第7号】

問：市民活動課

TEL (260) 5103

これまでの計画による成果

= チャレンジ事業 =

また、本計画の前身となる地域保健福祉計画（平成 18 年 3 月策定）では、各地区において、チャレンジ事業に取り組んできました。

高齢者が気軽に集える場所をつくろうと新たなサロンづくりにチャレンジした地区や、庭木の剪定や電球の交換など、日常生活の困りごとを助け合う仕組みづくりにチャレンジした地区などがあります。また、高齢者のサロンを、より参加しやすいものとするために、開催会場を増やすなど、地域でできるチャレンジを積み重ねてきました。こうした取り組みは、地区社会福祉協議会を中心に進められ、地域に定着しており、地域での共助の力を高めてきました。

「地域福祉」を実現するために

= 共助の力 =

地域福祉を推進していくためには、自助を基本としつつ、共助の力で自立を助け、これらを公助が支えていくという、自助と共助と公助のつながりが必要となります。

そうした中、公助の一翼を専門的に担いつつ、一方で地域の共助の力を高めていく市社会福祉協議会の役割は非常に大きいものと考えます。専門機関や県内の他の社会福祉協議会とのネットワークを有し、また、これまで地域住民とはぐくんできた関係をもつ同会は、これからも地域福祉を推進するための中心的な推進役であると考えます。

また、各地区社会福祉協議会では、ふれあい活動等の充実や助け合いの仕組みづくりが、その地区にあった思いと方法で進められています。各地区社会福祉協議会が、市内で活動する NPO やボランティアグループとも連携し、つながっていくことで、共助を高めていくことが求められます。

さらに、これからの地域福祉を進めていくためには、住民にとって最も身近な存在である自治会との連携が欠かせません。自治会という身近な地域での普段からの顔の見える関係が、共助の重要な基礎になります。

地域福祉を推進していくために、こうした共助の力を高めるための支援を行っていくことが行政に求められています。

用語解説

チャレンジ事業

各地区の現状や課題、課題に対して積極的に取り組む事業として、地区内の話し合いにより決定された事業。

用語解説

自助

自分自身や家族による自立
（自分や家族でできること）

共助

地域や市民による支え合い
（地域でできること）

公助

公的な援助
（行政がすべきこと）

地域福祉の課題

計画の目指す地域福祉の姿を検討していくにあたり、地域保健福祉計画策定委員会での検討、市民調査の結果、さらには、大和市社会福祉協議会が第4次地域福祉活動計画を策定する際に把握した地域の課題としては、次のようなものがあげられます。

市民調査及び地域保健福祉計画策定委員会での検討から見えてきた地域の課題

人材育成

- ・ 地域福祉を支える担い手が不足している
- ・ ボランティアをしたいという人と活動のミスマッチがある
- ・ ボランティア活動をしたい人と支援を必要としている人のつなぎ役が必要
- ・ 小さいころからの福祉教育が必要
- ・ 子どもを通じた地域参加を促す工夫が必要
- ・ 人や組織をつなげる地域のコーディネーターが不足している
- ・ 地域の人々の力を活かす機会・環境づくりが必要

地域・団体の連携強化

- ・ 地域にある団体の活動が互いに見えない。まずは、地域がまとまる必要がある
- ・ ボランティアグループ等の団体間の連携が十分ではない

顔の見える関係づくり

- ・ 「孤立」を生まない地域づくりが必要。引きこもりがちの方とのかかわりが難しい
- ・ 地域の中で、見守りの意識を醸成し、必要に応じて専門機関につなげることができる、早期発見、早期対応のできる関係が必要
- ・ 生活上のちょっとした困りごとを助け合える関係や仕組みづくりが必要
- ・ 普段の生活の中で、声をかけ合える、顔の見える関係づくりが必要
- ・ 世代間交流ができる地域づくりが必要

いざというときの助け合いの仕組みづくり

- ・ 市民だけでは対応できない生活課題を受けとめ、必要な機関につなげる仕組み（ネットワーク）づくりが必要
- ・ その人の生活全体を捉えた相談体制の構築（総合相談）が必要
- ・ 生きづらさを抱える人にかかわることのできる地域づくりが必要
- ・ 災害時に備えた支え合い・助け合いの仕組みづくりが必要

情報提供の充実

- ・ 福祉制度やサービスが市民に十分に周知されていない
- ・ 福祉制度やサービスについて外国人市民には十分な理解がされていない
- ・ 定期的、継続的なボランティア活動等の情報提供が必要
- ・ 情報を必要としている人の特徴にあわせた情報提供のあり方の検討が必要

拠点・居場所づくり

- ・ 複数の福祉団体が事務所機能を共有できる拠点づくりが必要
- ・ 高齢者、障がい者、子どもなど地域の誰もが気軽に集える居場所づくりが必要



社会福祉協議会が把握した地域の課題

【大和市社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画参照】

身近なエリアに気軽に集える場がない

- ② 拠点の確保が未だ困難であり、活動を広げにくい
- ③ 施設・職種間における連携・情報が不足
- ④ 福祉の動きが見えにくく、どこに聞けばいいかわからない（相談体制や情報提供の充実）
- ⑤ 地区社会福祉協議会やその他小地域活動との連携・情報交換が不足
- ⑥ 福祉に対する理解と参加が未だ不十分（福祉教育）
- ⑦ 既存活動の後継者やボランティアの育成が不十分
- ⑧ 日常から非常時にかけての見守りネットワークが不十分（災害時要援護者の支援）
- ⑨ ボランティアをしたい人と、支援を必要とする人がつながりにくい（コーディネート機能）
- ⑩ 個々の生活課題が新たな活動に結びついていない
- ⑪ 各種法律や制度改正により福祉サービスを必要としている利用者への負担が増加している



地域の課題から見えること

= 孤立を生まない地域づくり =

地域の課題としては、「孤立」を生まない地域づくりや、地域の中で見守りの意識を醸成し、必要に応じて専門機関につなげるために、早期発見、早期対応のできる関係の必要性があげられています。また、生活上のちょっとした困りごとを助け合える関係・仕組みづくりや、普段の生活の中で、声をかけ合える、顔の見える関係づくりが求められています。しかし一方で、地域で活動する人材の不足や組織間の連携不足があります。

こうした地域の課題を解決し、地域福祉をさらに推進していくためには、地域におけるつながりをさらに強めていく必要があります。

そこで、地域の「つながり」をキーワードに目指す地域福祉の姿を検討しました。

◆地域の課題 = かかわりあいの減少 → 『つながり』の再発見・強化

地域における人と人のかかわりあいが少なくなり、人や活動を通じて行われていた人材育成や制度・サービス情報の交換、団体間の結びつきが減少しています。

課 題	取り組むべきこと
人材育成	・福祉教育、地域参加の促進 ・コーディネーターの育成
団体間の連携強化	・団体、組織間の連携強化 ・地域組織との地域づくり
顔の見える関係づくり	・孤立防止の地域づくり ・生活上の困りごとに対応する助け合いづくり
助け合いの仕組みづくり	・災害時要援護者支援 ・相談支援のネットワークづくり
情報提供の充実	・制度、サービス、活動情報の充実 ・外国人市民等にもわかりやすい情報提供
拠点・居場所づくり	・活動拠点整備 ・居場所づくり